

令和5年7月5日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

令和4年(ネ)第5079号 損害賠償請求控訴事件(原審・さいたま地方裁判所  
川越支部令和元年(ワ)第965号)

口頭弁論終結日 令和5年3月8日

判 決

埼玉県川越市大字松郷1094番地5

控 訴 人 川 合 善 明  
同訴訟代理人弁護士 坂 本 慎 二  
同 齊 藤 洋

埼玉県川越市

被 控 訴 人  
同訴訟代理人弁護士 清 水 勉  
同 出 口 か お り  
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、150万円及びこれに対する令和元年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(以下、略称は、新たに定義しない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、埼玉弁護士会所属の弁護士である控訴人が、被控訴人は、控訴人を対象弁護士として弁護士法58条1項に基づく懲戒請求(本件懲戒請求)をした松本州広(松本)及びその代理人弁護士2名(松本ら)に対し、控訴人が被控訴人にセクシャル・ハラスメントをしたなどの虚偽の事実を伝えるなどし、

これにより、松本らは本件懲戒手続において上記事実を主張して、控訴人に対する不当懲戒請求、名誉毀損又は名誉感情侵害の不法行為をすることに至ったから、被控訴人は、上記不法行為について共同不法行為責任又は情報提供者としての不法行為責任を負うと主張して、被控訴人に対し、上記不法行為に基づき、慰謝料150万円及びこれに対する不法行為の日である令和元年10月1日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原審は、控訴人の請求を棄却した。そこで、控訴人が、原判決の全部を不服として控訴した。

3 「前提事実」、「争点」及び「争点に対する当事者の主張」は、原判決を以下のとおり補正し、当審における控訴人の補充主張を後記4のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁15行目冒頭から同頁18行目末尾までを以下のとおり改める。

「イ 被控訴人ほか22名は、平成30年に、さいたま地方裁判所に対し、川越市長を被告として、控訴人を含む複数名に対して損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟（同裁判所平成30年（行ウ）第10号。以下「別件住民訴訟」という。）を提起し、川越市長による市道認定が違法であるなどと主張した（甲1、甲18、乙15、原審における被控訴人本人8頁）。」

(2) 原判決2頁22行目の「平成31年4月10日、」の次に「弁護士法58条1項に基づいて、」を加え、同3頁1行目から同頁2行目にかけての「川越市長である原告」を「川越市長」に改め、同頁26行目の「ウ 別件住民訴訟の原告らは」を以下のとおり改める。

「ウ 別件住民訴訟の原告らの多くは、XXXXXXXXXXに依頼された人たちである。  
別件住民訴訟の原告らは」



(3) 原判決4頁2行目及び同頁6行目の「人物である」を「人物」であるに、同頁4行目の「令和元年8月頃」を「令和元年8月初め頃」にそれぞれ改め、同頁14行目の「(被告)」及び同頁20行目の「( )」を削る。

(4) 原判決5頁9行目冒頭から同頁12行目の「提出し」までを以下のとおり改める。

「ア 本件の被控訴人訴訟代理人弁護士兩名は、令和元年9月25日、本件懲戒手続において、松本の代理人として、松本の同意の下、本件各事実が記載された同日付けの準備書面(2)(甲7。以下「本件準備書面」という。)を網紀委員会に提出し」

(5) 原判決5頁16行目の「(被告)」を削り、同頁18行目から同頁19行目にかけての「原告の不正を問う別件住民訴訟等」を「控訴人の市長としての業務における不正を問う別件住民訴訟等」に改める。

(6) 原判決5頁24行目冒頭から同6頁2行目末尾までを以下のとおり改める。

「前記議決に係る議決書(以下「本件議決書」という。)には、①控訴人が、別件住民訴訟の原告らのうち22名に対しアンケートを送付したこと、②控訴人が、令和元年9月3日に被控訴人に対し電話を架け、被控訴人が別件住民訴訟の原告であることを確認したにもかかわらず、さらに証拠収集のために質問をしたこと(前記(3)ウ)は、別件住民訴訟の原告である上記各人に対し、法令上の資格を有する代理人が選任されているにもかかわらず、正当な理由なく、その代理人の承諾を得ないで「交渉」をしたものと認められるから、弁護士職務基本規程52条に違反し、また、上記①及び②の各行為は、「弁護士は、他の弁護士(中略)との関係において、相互に名誉と信義を重んじる」旨規定した同基本規程70条にも抵触するものというべきであって、弁護士法56条の「品位を失うべき非行」に該当すると認められる旨が記載されている。」

(7) 原判決6頁22行目の「懲戒請求」を「弁護士法58条1項に基づく懲戒請求」に、同頁25行目の「不法行為に当たる」を「対象弁護士に対する不法行為を構成する」にそれぞれ改める。

(8) 原判決7頁12行目の「事実上又は法律上の根拠を欠くものであり」を「本件事実②を懲戒事由とする懲戒請求は事実上又は法律上の根拠を欠くものであり」に、同頁18行目の「被告訴訟代理人」を「被控訴人訴訟代理人弁護士ら」にそれぞれ改める。

(9) 原判決8頁7行目冒頭から同頁8行目末尾までを以下のとおり改める。  
「したがって、被控訴人は控訴人に対し、本件主張行為について、情報提供者として不法行為責任を負う。」

(10) 原判決8頁17行目から同頁18行目にかけての「別件住民訴訟の訴訟代理人弁護士」を「別件住民訴訟の被控訴人の訴訟代理人弁護士」に、同頁22行目の「事実上及び法律上の根拠がある。」を「本件事実②を懲戒事由とする懲戒請求には事実上及び法律上の根拠がある。」にそれぞれ改める。

#### 4 当審における控訴人の補充主張

##### (1) 争点(1) (不当懲戒請求) について

###### ア 本件事実①の主張行為について

仮に、本件懲戒手続において本件事実①が懲戒事由として取り上げられなかったとしても、不名誉な事実である本件事実①が主張された以上、控訴人としては、弁明を余儀なくされる負担を負い、名誉、信用等を不当に侵害されるおそれが生じることに変わりはない。後記(3)イのとおり、本件事実①は虚偽であるから、松本らが本件懲戒手続において本件事実①を主張した行為は、事実上の根拠を欠くことが明らかであり、弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠き、控訴人に対する違法な懲戒請求として不法行為を構成する。

###### イ 本件事実②の主張行為について



5 本件懲戒手続における本件事実②の主張は、控訴人が被控訴人に電話を  
架け、脅すような口調で迫り、露骨に訴訟を妨害したことを主張するもの  
であって、控訴人が弁護士を通さずに直接被控訴人と交渉したことを弁護  
士職務基本規程52条違反の懲戒事由として主張するものではない。そし  
て、本件事実②の主張が事実上の根拠を欠くことは、上記電話の会話の録  
音データ中に、控訴人の脅迫的な言辭がないことから明らかであるから、  
松本らの本件懲戒手続における本件事実②の主張も、弁護士懲戒制度の趣  
旨目的に照らし相当性を欠き、控訴人に対する違法な懲戒請求として不法  
行為を構成する。

10 (2) 争点(2) (名誉毀損) について

弁護士懲戒手続は公開されておらず、第三者は記録の閲覧又は謄写をする  
ことができず、本件懲戒手続に関与する委員等や弁護士会の役職員等が守秘  
義務を負うことを前提としても、弁護士でもある控訴人にとって、所属する  
弁護士会からどのような評価を受けるかは重要であり、本件各事実のような  
15 不当な事実の主張が弁護士会の複数の者の関与する手続に提出されて同人ら  
の目に触れれば、控訴人の品性等に対する評価が低下することは明らかであ  
る。したがって、本件主張行為によって、控訴人の社会的評価が低下するお  
それがあると認められる以上、名誉毀損の不法行為が成立する。

20 (3) 争点(3) (名誉感情侵害) について

ア 本件は、事実摘示による名誉感情の侵害の事案であるから、公平の観点  
からも、名誉毀損の場合と同様に、摘示事実の真実性ないし真実相当性の  
立証の責任は被控訴人が負うと解すべきである。

イ(ア) 原審は、(a)原審における被控訴人本人の供述を根拠として、本件事実  
25 ①のうちセクハラ行為を除く事実(被控訴人が平成27年2月頃の夜間、  
三上市議の誘いを受けて「とんぼ」に赴き、カラオケで控訴人とデュエ  
ット曲を歌った等の事実)は真実性が高いと認定した上、(b)セクハラ行

為に関する被控訴人の供述等には具体性があるとして、本件事実①には証拠上それなりの根拠があり、本件事実①が虚偽であると断定することはできないと判断しているが、以下のとおり、同判断は誤りであり、本件事実①は根拠がなく虚偽である。

5 (イ) 前記(ア)(a)の認定は、原審における控訴人本人の供述内容の曲解によるものであり、誤りである。

(ウ) セクハラ行為に関する本件準備書面（甲7）の記載、被控訴人の陳述書（甲7、28、乙4、8）及び申述書（甲30）の各記載並びに原審における被控訴人本人の供述については、控訴人が触ったとする被控訴人の身体の部位、被控訴人の身体に接触したとされる控訴人の身体の部位、接触の態様等、セクハラ行為の内容に関して著しい変遷がみられ、信用性がない。また、原審における被控訴人本人の供述によれば、被控訴人は、セクハラ被害に遭った後、「とんぼ」のママに助けを求めたり、控訴人に抗議したり、帰宅後に被控訴人の夫や相談窓口相談したりするなどの行動に出ていない。さらに、被控訴人は、令和元年9月、セクハラ加害者であるとする控訴人及びセクハラ行為の関係者であるとする三上市議を自ら飲酒の席に誘い、控訴人から、飲酒の場所としてセクハラ被害に遭った場所である「とんぼ」を指定されると、これを快諾するなど、セクハラ行為の被害者としてはあり得ない言動をとっている。

10

15

20

したがって、セクハラ行為に関する原審における被控訴人本人の供述等の信用性は、極めて低く、上記供述等に具体性があるとする前記(ア)(b)の原審の証拠評価は、誤りである。

(エ) これに対し、平成27年2月に「とんぼ」で控訴人が被控訴人及び三上市議と3人で飲食した事実はないとする原審における控訴人本人の供述は、一貫しており、控訴人の市長としての行事予定表（甲31）及び弁護士日誌（甲32）の各記載、とんぼの経営者である■■■■■■の陳

25



述書（甲34）の記載及び三上市議の陳述書（甲10）の記載とも符合し、信用性が高い。

ウ 原審は、弁護士懲戒手続では、対象弁護士の悪性主張等がされることも十分に想定される場所であるし、懲戒請求の目的を達するためには、このような主張がされることも一定の限度において許容されなければならないと説示するが、同説示が、弁護士懲戒制度の目的達成のためには根拠のない事実を織り交ぜて主張することも許容されるという趣旨であるとすれば、到底容認することができない。弁護士懲戒手続であっても、全く根拠のない虚偽の事実を主張することは名誉感情の侵害となる。そして、現職の市長が民生委員の女性を呼び出して胸を触り続けるセクハラ行為をしたという本件事実①は、控訴人の人格的価値を著しく貶めるものであり、社会通念上許容される限度を超えるものであることが明らかである。

また、弁護士懲戒手続が非公開であることは、名誉感情侵害の不法行為の成立を否定する理由とはならない。非公開の手続であろうとも、他の弁護士や職員の間で本件事実①のような品性が疑われるような虚偽の事実を主張する行為が、控訴人の名誉感情を深く傷つけることは明らかである。

エ 松本が、控訴人が弁護士を介さないで直接交渉をしたことを懲戒事由として、弁護士職務基本規程52条に違反したと主張するのであれば、控訴人が被控訴人に自ら電話をかけて脅すような口調で話したなどの虚偽の事実を主張する必要はない。また、弁護士であり市長の立場にある控訴人が市民を「脅す」ように強い口調で話したとの表現は、殊更に控訴人を攻撃し、貶める意図を含む表現である。このような攻撃的な表現による、事実と反する主張を、控訴人が受忍しなければならない理由はなく、本件事実②の主張は、社会生活上許容される限度を超えるものである。

オ したがって、本件主張行為は、控訴人に対する名誉感情侵害の不法行為

を構成する。

### 第3 当裁判所の判断

1. 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、後記2のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決11頁24行目から同頁25行目にかけての「被告が別件住民訴訟の原告らに加わった経緯」を「被控訴人が別件住民訴訟に原告として加わった経緯」に改める。

(2) 原判決12頁4行目末尾に、行を改め、以下を加える。

「なお、本件懲戒手続において、松本らが本件事実①を懲戒の情状に関する事実として主張したことを認めるに足りる証拠はない。また、本件議決書(乙15)には本件事実①に関する記載がないことが認められるから、綱紀委員会も、本件事実①を懲戒の情状に関する事実として考慮していないことが認められる。」

(3) 原判決12頁13行目冒頭から同頁17行目末尾までを削る。

(4) 原判決13頁2行目の「甲1、2」の次に「、乙2」を加え、同頁10行目から同頁11行目にかけての「被告が別件住民訴訟の原告らに加わった経緯や理由」を「被控訴人が別件住民訴訟に原告として加わった経緯や理由」に、同頁20行目の「松本ら又は被告において」を「松本らにおいて」にそれぞれ改める。

(5) 原判決13頁25行目冒頭から同14頁1行目末尾までを以下のとおり改める。

「(4) 以上によれば、松本らによる本件主張行為が違法な懲戒請求として控訴人に対する不法行為を構成するとはいえないから、これを前提として、被控訴人が同不法行為について共同不法行為責任又は情報提供者としての不



法行為責任を負う旨をいう控訴人の主張は、その前提を欠くというべきであり、採用することができない。」

- (6) 原判決14頁6行目及び同頁7行目の「不特定多数人」を「不特定又は多数人」に改め、同頁12行目の「認められるが、」から同頁21行目末尾までを以下のとおり改める。

「認められる。

そして、埼玉弁護士会綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規（乙18）によれば、綱紀委員会の議事及び調査期日は非公開とされ（同会規9条、31条）、綱紀委員会の委員等並びに埼玉弁護士会の役員及び職員は、綱紀委員会の調査に関し、職務上知り得た秘密については、退職後も含めて、守秘義務を負うものとされ（同会規8条）、記録の閲覧又は謄写をすることができるのは、対象弁護士及びその代理人（同会規43条1項）並びに綱紀委員会から許可を受けた懲戒請求者（同条2項）に限られることが認められるから、本件懲戒手続の綱紀手続の段階で主張された本件各事実が、同段階で、不特定又は多数人に伝播する可能性があったとは認められない。

また、弁論の全趣旨によれば、埼玉弁護士会は、同会懲戒委員会の懲戒手続については会規等を設けていないことが認められ、弁護士法その他の法令にも、弁護士懲戒手続の公開、記録の閲覧・謄写等について定める規定はないが、日本弁護士連合会調査室編集「弁護士懲戒手続の研究と実務」（乙7）によれば、弁護士会内部の手続であるという弁護士懲戒手続の性質や、対象弁護士等及び懲戒請求者等関係者の名誉又はプライバシー保護の観点から、弁護士会の弁護士懲戒手続は原則として非公開とし、第三者に対しては記録の閲覧又は謄写を許すべきではないとの解釈が採られており、全国の各単位弁護士会は、上記解釈を踏まえて懲戒委員会の手続を運用していることが認められる。上記の弁護士懲戒手続の解釈運用の状況に照らせば、本件各事実は、綱紀委員会の議決により懲戒委員会が控訴人について事案の審査をする

こととなった後も、不特定又は多数人に伝播する可能性があるとは認められない。

したがって、松本らの本件主張行為によって本件各事実が不特定又は多数人に伝播する可能性があるとはいえないから、本件主張行為が控訴人に対する名誉毀損に当たる旨をいう控訴人の主張は、その余の点について検討するまでもなく採用することができず、本件主張行為が控訴人に対する名誉毀損に当たることを前提として、被控訴人の共同不法行為責任又は情報提供者としての不法行為責任を負う旨をいう控訴人の主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。」

(7) 原判決14頁23行目冒頭から同15頁4行目の「本人尋問の中で」までを以下のとおり改める。

「(1) 名誉感情の侵害については、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に、違法な人格的利益の侵害として不法行為を構成すると解するのが相当である（最高裁判所平成21年（受）第609号同22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照）。そして、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかは、当該行為の内容、態様、当該行為の目的や意図、当該行為が行われた状況及び経緯等を勘案して判断するのが相当である。

(2) 本件事実①の主張がされた状況及び経緯等

ア 前記前提事実(5)のとおり、本件主張行為は、本件懲戒手続において行われたものであるところ、弁護士懲戒制度は、弁護士会の自主的な判断に基づいて、弁護士の綱紀、信用、品位等の保持を図ることを目的とし、その手続においては、綱紀委員会等が調査対象の弁護士や懲戒請求者に対して資料の提出を求めるなどして対象弁護士の非行の有無等を調査することとされているから（弁護士法58条、乙5、18）、仮に公然と摘示されれば対象弁護士の社会的評価を低下させることとなるような内



5  
10  
15  
容の事実の摘示や表現、悪性主張等がされることがあることは、同手続  
の上記のような性質上避けられないことであり、上記弁護士懲戒制度の  
目的を達成するためには、このような主張等がされることも一定の限度  
において許容されなければならないものと解される（そうであるからこ  
そ、前記2で認定説示したとおり、同手続においては、対象弁護士及び  
懲戒請求者等関係者の名誉やプライバシー保護等も考慮して、守秘義務  
を負う少数特定の者で構成される綱紀委員会等によって非公開で調査及  
び審査等を行う運用がされているものである。）。また、弁護士懲戒手  
続において、対象弁護士等には上記のような主張に対して反論、反証を  
提出する機会があり、上記のような主張の真偽や当否は、綱紀委員会又  
は懲戒委員会において、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と  
認めるかどうかの判断又は懲戒するかどうか等の判断に必要な限度で、  
主張及び証拠資料に基づいて検討され、議決又は決定において判断が示  
されることとなる（弁護士法58条3項ないし6項、乙15、18）。

15  
20  
本件主張行為が、控訴人に対する社会通念上許される限度を超える侮  
辱行為として、名誉感情を侵害する不法行為を構成するかどうかは、上  
記の弁護士懲戒制度の目的や弁護士懲戒手続の性質をも踏まえ、本件主  
張がされた経緯、本件主張と懲戒事由との関係等をも考慮して判断する  
のが相当である。

20  
25  
イ 前記前提事実(2)、(4)及び(5)、証拠（甲2、7、乙4、原審における被  
控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、①控訴人は、本件弁明書（甲  
2）に、別件住民訴訟の原告らは、                    の関係者であり、その多  
くは                    から依頼されて別件住民訴訟の原告となった者である旨  
を記載し、被控訴人について、「                    の経済的援助により地元  
において飲食店を経営していた人物（                    氏）」と記載したこと、②  
被控訴人は、                    から紹介された松本から本件弁明書を見せられ、

5  
10  
15  
20  
上記①の記載がされていることを知り、事実無根であると腹を立て、その後、本件懲戒手続における松本の代理人である清水勉弁護士に相談をした際、上記①の記載は事実とは異なることを伝えるとともに、本件各事実を伝えたこと（本件情報提供行為）、③松本らが本件懲戒手続において提出した本件準備書面（甲7）には、「1 弁明書の記載」との表題の下に、控訴人が本件弁明書に「                    の経済的援助により地元において飲食店を経営していた人物が1名（                    氏）」と書いている旨が記載され、「2 事実無根の記載」の表題の下に、「対象弁護士は、                    をまるで                    の愛人かそれに近いような存在として、弁護士会に提出する文書に記載したが、事実は全く異なる。」などの記載がされ、「3                     氏が住民監査請求、住民訴訟に参加した理由」との表題の下に、被控訴人が別件住民訴訟の原告になった動機は、  の経済的支援を受けて飲食店を経営するような関係にあつて、  から頼まれたからではなく、控訴人からそれまでに受けた屈辱的な体験があつたからである旨が記載され、これに続けて、本件事実①及びその前後の経緯が記載された上で、「4 対象弁護士からの呼び出しの電話」との表題の下に、本件事実②及びその前後の経緯が記載され、最後に「5 弁護士にあるまじき品位を欠く行為」との表題の下に、控訴人の本件弁明書の記載、被控訴人への電話は、弁護士としての品性を欠くものであり（弁護士法56条1項）、懲戒事由に該当する旨が記載されていることが認められる。

25  
また、証拠（甲18、乙4、9、原審における控訴人本人、原審における被控訴人本人）によれば、①控訴人が本件弁明書に「                    の経済的援助により地元において飲食店を経営していた人物（                    氏）」と記載した根拠は、控訴人が古谷地区の会合において、出席者に被控訴人について尋ねたところ、複数の者が「地元で飲み屋（居酒屋）



をやったが長く続かずに閉店した。」、「その飲み屋は[ ]が経済的に援助したようである。」と述べるのを聞いたにすぎないこと、②被控訴人は、[ ]の後援会の会員であった時期があり、また、知人の[ ]から頼まれて、同人が有限会社[ ]から店舗建物を賃借して経営していた居酒屋「さんかく」の仕事を3か月間手伝ったことがあったが、[ ]から経済的援助を受けたことはないことが認められる。

上記認定事実によれば、本件懲戒手続において本件事実①が主張されるに至ったきっかけは、控訴人が、本件弁明書において、他人からの伝聞のみに基づいて、被控訴人が[ ]から経済的に援助を受けているといった客観的事実とは異なる事実を主張したことにあつたこと、松本らは、本件準備書面において、被控訴人が[ ]の依頼を受けて別件住民訴訟の原告になったとする、本件弁明書における控訴人の主張を否認するとともに、否認の理由の一つとして本件事実①を主張したことが認められる。

(3) 本件事実①の真偽について

ア 本件事実①及びその前後の経緯に関して、被控訴人は、陳述書又は申述書（甲28、甲30、乙4の4頁・5頁、乙8の2頁）及び原審における被控訴人本人尋問の中で

(8) 原判決15頁6行目の「(原告)」を削り、同頁25行目冒頭から同16頁5行目から同頁6行目にかけての「利用していた旨、③」までを以下のとおり改め、同頁9行目の「④」を「(f)」に改める。

「イ 本件事実①を裏付ける客観的な証拠はない。

しかしながら、控訴人は、原審における控訴人本人尋問（原審における控訴人本人1頁・2頁・4頁ないし7頁）及び陳述書（甲18の1頁、甲25の2頁、甲26の4頁・5頁、甲39の2頁）において、(a) 控訴

5  
10  
15  
20  
25  
人の参加する地区の懇親会においては、一次会の途中から必ずカラオケとなり、二次会はカラオケのために行くというのが通常であり、控訴人は、地区の懇親会の二次会で、被控訴人以外の女性とカラオケでデュエットをしたことがあった旨、(b) 控訴人は、令和2年頃、商店会の新年会でコンパニオンの女性と壇上で手をつないでカラオケでデュエットをし、そのときの写真が川越市議会の市議会議員のブログに掲載されて批判されたことから、以後、そのような批判の材料を作らないようにできるだけ気を付けている旨、(c) 控訴人の地元(第4地区の伊佐沼新町)と三上市議及び被控訴人の地元(古谷地区)は隣り合っており、控訴人は、自民党会派の代表である三上市議と、自民党会派の懇親会や古谷地区の懇親会及び二次会で顔を合わせている旨、(d) 「とんぼ」は、控訴人の自宅の近くにある店で、芳野地区の懇親会の二次会にいつも使用されていた店であり、控訴人は、5、6回は同店に行っている旨、(e) 」

- 15  
20  
25  
(9) 原判決16頁11行目の「述べている。これらの原告の供述によれば」から同頁26行目の「真実性が高いことに加え」までを以下のとおり改める。  
「述べている。

上記供述によれば、会合においてカラオケで女性とデュエットをすることがあったことや、被控訴人からの三上市議を交えた飲食の誘いに対し、三上市議の意向を確認することなく、控訴人の一存で、三上市議を交えて「とんぼ」で飲食をすることを被控訴人に提案できる程度に、三上市議と親しい関係にあったことが認められ、これらの事情は、本件事実①のセクハラ行為を除く原審における被控訴人本人の供述内容や陳述書又は申述書の記載内容と符合する。

一方、控訴人が古谷地区の会合以外で被控訴人と飲酒をしたことはなく、三上市議を交えて3人で飲酒をしたことや、被控訴人とデュエットやチークダンスをしたりしたこともないとする原審における控訴人本人の供述及



5  
び陳述書（甲18、甲25、甲26）の陳述記載については、これを裏付ける客観的な証拠はない。また、控訴人、被控訴人及び三上市議の3名で飲酒をしたことは一度もないとする三上市議の陳述書（甲10）の陳述記載は、反対尋問を経ておらず、前記説示に係る控訴人と三上市議との関係に照らし、直ちに信用することができない。

10  
以上のことに加えて、平成27年2月頃の夜間に三上市議の誘いを受けて「とんぼ」に行き、控訴人及び三上市議に会った経緯についての前記アの被控訴人の陳述書又は申述書における陳述記載及び原審における被控訴人本人の供述の内容には、具体性があることにも照らすと、上記陳述記載及び供述の内容が虚偽であると断じることができない。

ウ このことに加えて」

(10) 原判決17頁10行目冒頭から同頁14行目末尾までを以下のとおり改める。

15 「また、本件事実①が虚偽であるとする原審における控訴人本人の供述及び控訴人の陳述書（甲18、甲25）を裏付ける客観的な証拠はない。

控訴人は、」

(11) 原判決17頁22行目の「相互に矛盾があると断定することはできず」から同18頁12行目末尾までを以下のとおり改める。

20 「相互に矛盾があると断定することはできず、上記の控訴人の挙げる事情をもって、被控訴人の陳述書（乙4、8）における控訴人によるセクハラ行為に関する陳述記載が虚偽であると断じることができない。

25 さらに、控訴人は、被控訴人が陳述書（乙8）において陳述する控訴人によるセクハラ行為の態様は、被控訴人が別件訴訟（さいたま地方裁判所川越支部令和4年（ワ）第126号損害賠償請求事件）で提出した陳述書（甲28）や、控訴人についてされた刑事告発の件で被控訴人が提出した申述書（甲30）に記載されている控訴人のセクハラ行為の態様とは異なるもので

あるとも主張するので検討するに、確かに、平成27年2月頃の「とんぼ」における控訴人の被控訴人に対するセクシャル・ハラスメントの具体的な態様に関する被控訴人の供述及び陳述記載等には変遷があることが認められるが、他方で、控訴人が片手でマイクを持ち、もう一方の手を被控訴人の腰に回し、両者が向かい合ってデュエットを歌いながら体を密着させてチークダンスを踊るといふ体勢であれば、控訴人が手でマイクを持っている方の肘で被控訴人の胸を突いたり、被控訴人の腰に回した方の手で被控訴人の臀部に触れたりすることは、事の流れとして不自然ではないこと、控訴人と被控訴人が上記の体勢をとり、控訴人が肘で被控訴人の胸を度々突いた場合、被控訴人としては胸を触られたと感じ、そのように述べることもあり得ることであることが認められるから、上記の供述等の変遷をもって、本件事実①の主張が虚偽であると断じることはできない。」

(12) 原判決18頁15行目冒頭から同19頁5行目末尾までを以下のとおり改める。

「エ 以上アないしウで検討したとおり、本件事実①が虚偽であると認めるに足りる証拠はない。

(4) 本件事実①の主張行為による名誉感情侵害の有無

前記(2)の認定に係る本件事実①の主張がされた状況及び経緯等に加えて、前記(3)で説示したとおり、本件事実①が虚偽であるとまでは認められないことなどを総合すると、松本らによる本件事実①の主張行為は、控訴人に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとまでは認められないから、控訴人に対する違法な人格的利益の侵害として不法行為を構成するといふことはできない。

(5) 本件事実②の主張行為による名誉感情侵害の有無

(13) 原判決19頁14行目の「(4)」を「(6)」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断



(1) 争点(1) (不当懲戒請求) に関する補充主張について

ア 控訴人は、松本らの本件懲戒手続における本件事実①の主張行為は、事実上の根拠を欠くことが明らかであるから、控訴人に対する違法な懲戒請求として不法行為を構成すると主張する。

しかしながら、松本らは本件事実①を懲戒事由や懲戒の情状として主張したのではなく、綱紀委員会も本件事実①を懲戒事由や懲戒の事情として扱ってはいないことは、前記1の引用に係る原判決「理由」第3の1(2)アで認定説示したとおりであるから、控訴人の上記主張は、本件事実①の主張が虚偽の事実を主張するものであったかどうかを検討するまでもなく、理由がない。

イ 控訴人は、松本らの本件懲戒手続における本件事実②の主張行為について、控訴人が弁護士を通さずに直接被控訴人と交渉したことを弁護士職務基本規程52条違反の懲戒事由として主張するものではなく、控訴人が被控訴人に電話を架け、脅すような口調で迫り、露骨に訴訟を妨害したことを主張するものであり、事実上の根拠を欠くことが明らかであるから、控訴人に対する違法な懲戒請求として不法行為を構成すると主張する。

しかしながら、本件準備書面(甲7)には、本件事実②の記載の後に、「これは露骨な訴訟妨害である」旨の記載があるほか、「弁護士たる職にある者が、原告訴訟代理人を介さず、提訴した住民に対して個人的に電話を掛け、提訴したことを非難するようなことが放置されるなら、川越市では住民訴訟を起こせなくなるだけでなく、住民監査請求さえ起こせなくなる。」、「■■■■氏への上記電話は、弁護士としての品性を欠くものであり(弁護士法56条1項)、懲戒事由に該当するといふべきである。」との記載等があることが認められるから、本件準備書面には弁護士職務基本規程52条違反の文言はないものの、その文面全体からすれば、松本らは、本件準備書面において、控訴人が、被控訴人に対して直接電話をして、別件住民訴訟の原告と

なったことを非難する趣旨の発言をしたことを、懲戒事由として主張しているものと解される。

上記の控訴人の主張は、本件事実②の主張について、控訴人が弁護士を通さずに直接被控訴人と交渉したことを懲戒事由として主張するものではないことを前提に事実上の根拠を欠く旨をいうものであるから、結局、その前提を欠く失当なものであり、本件事実②の主張は弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くものであったとは認められないとする、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(3)の判断を左右するものではない。

(2) 争点(2) (名誉毀損) に関する補充主張について

控訴人は、弁護士でもある控訴人にとって、所属弁護士会からどのような評価を受けるかは重要であり、本件各事実の主張が所属弁護士会の複数の者の関与する手続に提出されれば、控訴人の品性等に対する評価は低下するから、本件主張行為によって、控訴人の社会的評価が低下するおそれがあり、名誉毀損の不法行為が成立すると主張する。

しかしながら、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(2)で認定説示したとおり、本件懲戒手続は非公開とされ、本件準備書面を閲読するのは綱紀委員等守秘義務を負う特定少数人に限定され、第三者が本件準備書面の閲覧又は謄写をすることは許されず、本件主張行為によって本件各事実が不特定又は多数人に伝播する可能性があるとはいえないから、本件準備書面を閲読する綱紀委員等が控訴人と同業の弁護士であることを考慮しても、本件主張行為によって控訴人の社会的評価が低下するおそれがあるとはいえない。したがって、上記の控訴人の主張は、本件主張行為は控訴人に対する名誉毀損に当たらないとした、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(2)の判断を左右するものではない。

(3) 争点(3) (名誉感情侵害) に関する補充主張について

ア 控訴人は、本件は事実摘示による名誉感情の侵害の事案であるから、名誉



毀損の場合と同様に、摘示事実の真実性ないし真実相当性の立証の責任は、被控訴人が負うと解すべきであると主張する。

しかしながら、名誉毀損においては、不特定又は多数人に伝播させ得る状況で事実を摘示するだけで、被害者の社会的評価が低下して権利が侵害されることから、加害者に違法性阻却事由及び責任阻却事由である摘示事実の真実性ないし真実相当性について立証責任を負わせることが相当であると解されるのに対し、前記第3の3(1)で説示したところによれば、名誉感情の侵害の不法行為性の有無は、それが事実摘示によるものである場合であっても、当該行為の内容、態様、目的や意図、当該行為が行われた状況及び経緯等をも勘案して、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかによって判断すべきものと解されるから、当該行為が社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たることについて、損害賠償請求をする者（被害者）に立証責任があると解するのが相当である。

イ(ア) 控訴人は、本件事実①のうち、被控訴人が平成27年2月頃の夜間、三上市議の誘いを受けて「とんぼ」に赴き、控訴人とカラオケでデュエット曲を歌ったこと等について、真実性が高いとする原審の判断は、原審における控訴人本人の供述の曲解によるものであり、誤りであると主張する。

しかしながら、控訴人の上記主張は、原審における控訴人本人、控訴人の陳述書における陳述記載や、三上市議の陳述書（甲10）を踏まえても、被控訴人が平成27年2月頃の夜間、控訴人及び三上市議と「とんぼ」で会い、飲酒等をした旨の原審における被控訴人本人の供述及び陳述書における陳述記載が虚偽であると断じることができないとした、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(3)イの判断を左右するものではない。

イ(イ) 控訴人は、控訴人のセクハラ行為をいう本件準備書面（甲7）の記載、被控訴人の陳述書（甲7、28、乙4、8）及び申述書（甲30）の各記

載並びに原審における被控訴人本人の供述には、セクハラ行為の内容に関して著しい変遷がみられ、信用性がないとも主張するが、上記の供述等の変遷をもって、本件事実①の主張が虚偽であると断じることができないことは前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(3)ウで説示したとおりであり、上記主張は、採用することができない。

(ウ) 控訴人は、被控訴人はセクハラ行為の被害者としてはあり得ない言動をとっているから、セクハラ行為に関する原審における被控訴人本人の供述の信用性は極めて低いと主張する。

しかしながら、被控訴人は、原審における被控訴人本人尋問において、控訴人から触られた際、やめてくださいと言ったが、控訴人は「いいじゃないか」と答え、それを聞いた三上市議は笑っており、被控訴人から三上市議に目配せで合図をして助けを求めたが、三上市議は対応してくれなかった旨を供述していること、本件事実①並びに原審における被控訴人本人の供述及び被控訴人の陳述書（乙4、乙8）の陳述記載によれば、控訴人のセクシャル・ハラスメント行為の態様は、カラオケでデュエットをしながらチークダンスを踊っている最中に、手でマイクを持っている方の肘で被控訴人の胸を突き、腰に回した手で被控訴人の臀部を触るというものであり、セクシャル・ハラスメントであるのか、それとも上記体勢でチークダンスを踊ったことによる自然な接触であるのかを、第三者が容易に判別することができる態様の行為であったとはいえないことが認められるから、被控訴人が、控訴人から上記セクシャル・ハラスメントを受けた直後に、被控訴人の夫やセクシャル・ハラスメントに関する公的な相談窓口等に被害を訴えるなどの行動に出なかったことや、平成27年2月頃の上記セクシャル・ハラスメントの被害から4年以上も経た後である令和元年8月から同年9月にかけて、控訴人及び三上市議を自ら飲酒の席に誘い、「とんぼ」において飲酒したことをもって、上記セクシャル・ハラスメントの被



害者の行動としては、あり得ない不自然な言動であるとまではいえない。

したがって、上記の控訴人の主張も、採用することができない。

5 (エ) 控訴人は、平成27年2月に「とんぼ」で控訴人が被控訴人及び三上市議と3人で飲食した事実はないとする原審における控訴人本人の供述は、一貫しており、控訴人の市長としての行事予定表及び弁護士日誌の各記載、「とんぼ」の経営者である■■■■の陳述書の記載及び三上市議の陳述書の記載とも符合し、信用性が高いとも主張する。

10 しかしながら、上記行事予定表(甲31)は、副市長2名の予定も併記されている市長としての公的な行事予定表であると認められるから、私的な知人や友人との夜間の会合まで網羅的に記載されているとは限らないし、上記弁護士日誌(甲32)についても、夜間の私的な会合等まで網羅的に記載されるものであったことを認めるに足りる証拠はない。したがって、これらに「とんぼ」における三上市議及び被控訴人との会合が記載されていないからといって、同会合が存在しなかったことが客観的に裏付けられるとまではいえない。また、■■■■の陳述書(甲34)の陳述記載について、反対尋問を経ておらず、直ちに信用することができないことは、前記説示に係る三上市議の陳述書(甲10)の陳述記載と同様である。

15 したがって、上記の控訴人の主張は、平成27年2月に「とんぼ」で控訴人が被控訴人及び三上市議と3人で飲食した事実はないとする原審における控訴人本人の供述をもって本件事実①が虚偽であったと認めることはできないとした、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(3)イの判断を左右するものではない。

20 ウ 控訴人は、本件主張行為が本件懲戒手続において行われたことや、弁護士懲戒手続が非公開であることは、本件主張行為について名誉感情侵害の不法行為の成立を否定する理由とはならないと主張する。

25 名誉感情の侵害とされる主張行為が、社会通念上許される限度を超える侮

辱行為であると認められる場合には、違法な人格的利益の侵害として不法行為を構成すると解されることは、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(1)で説示したとおりであるが、他方で、当該主張行為が弁護士懲戒手続で行われたものであることや、弁護士懲戒手続が非公開の手続であることは、当該主張行為が社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかの判断において考慮すべき事情であるというべきことも、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(1)及び(2)アで説示したとおりである。そして、本件主張行為が本件懲戒手続でされたものであり、弁護士懲戒手続が非公開の手続であることをも勘案すると、本件主張行為について、控訴人に対する社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められないことは、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(4)のとおりであり、上記の控訴人の主張は上記の判断を左右するものではない。

エ 控訴人は、松本が、控訴人が弁護士を介さないで直接交渉をしたことを懲戒事由として、弁護士職務基本規程52条に違反したと主張するのであれば、虚偽の内容の本件事実②を主張する必要はなく、また、弁護士であり市長の立場にある控訴人が市民を「脅す」ように強い口調で話したとの表現は、殊更に控訴人を攻撃し、貶める意図を含む表現であり、このような攻撃的な表現による事実と反する主張を控訴人が受忍しなければならない理由もないから、本件事実②の主張は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為に当たると主張する。

しかしながら、上記主張を採用することができないことは、前記1の引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3(5)で説示したとおりである。

#### (4) 小括

以上によれば、控訴人の主張はいずれも理由がなく、その他、控訴人の主張に鑑み、本件記録を精査しても、上記認定判断を左右するに足りる事情は認められない。



第4 結論

以上の次第で、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官

大竹昭彦 

大 竹 昭 彦

裁判官

武田美和子 

武 田 美 和 子

裁判官

神野泰一 

神 野 泰 一

これは正本である。

令和5年7月5日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 山本立貴

